

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

- 指定納付受託者の指定 第217号 (都市総務課) 1
- 公有水面埋立ての免許の出願 第218号 (港湾課) 2

### 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立等の届出 第9号 (選挙管理委員会事務局) 3

### 監査委員告示

- 包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者 第1号 (監査委員事務局) 9

### 公告

- 行政情報通信ネットワーク用サーバ及び通信機器に関する一般競争入札の実施 (情報政策課) 10
- 毒物劇物取扱者試験の実施 (医薬安全課) 11
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可 (農地計画課) 12
- 愛知県河川情報システム装置一式及び大型モニタ等機器の賃貸借及び保守業務に関する一般競争入札の実施 (河川課) 12
- 一の敷地とみなすことによる制限の緩和の認定 (建築指導課) 13
- 開発行為の許可に基づく工事完了 (同) 14
- 愛知県公立学校教員採用選考試験の実施 (教職員課) 14
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (生活安全総務課) 22
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施 (同) 23
- 交通誘導警備業務2級の検定の実施 (同) 24
- 愛知県警察本部交通部運転免許試験場で使用する電気に関する一般競争入札の実施 (運転免許試験場) 25
- 落札者等の公示 27

## 告示

### 愛知県告示第217号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を令和6年4月1日次のように指定した。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	歳入を納付させる期間
ウェルネット株式会社 札幌市中央区大通東10丁目11番地4	建設業許可・経営事項審査電子申請システム により納付の手続が行われる手数料	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

愛知県告示第218号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その内容を記載した書面及び関係図書を次のように縦覧に供する。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 免許出願者

愛知県

2 出願年月日

令和6年4月23日

3 埋立区域

(1) 位置

田原市緑が浜1号地10番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点 国土地理院「笠山」三等三角点（北緯34度42分23.7243秒、東経137度16分44.5398秒。以下「基点」という。）

①の地点 基点から246度30分19秒、1631.27mの地点

②の地点 ①の地点から113度36分50秒、2.75mの地点

③の地点 ②の地点から203度36分50秒、100.00mの地点

④の地点 ③の地点から113度36分50秒、0.25mの地点

⑤の地点 ④の地点から203度36分50秒、130.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から293度36分50秒、3.05mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から23度36分50秒、129.45mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から113度36分50秒、0.05mの地点

(3) 面積

671.45㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

田原市緑が浜1号地10番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊩の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から247度11分32秒、1649.77mの地点

㊧の地点 ㊦の地点から113度36分50秒、28.80mの地点

㊨の地点 ㊧の地点から23度38分11秒、4.19mの地点

㊩の地点 ㊨の地点から113度36分50秒、36.74mの地点

㊪の地点 ㊩の地点から203度36分50秒、104.74mの地点

㊫の地点 ㊪の地点から248度36分50秒、3.07mの地点

㊬の地点 ㊫の地点から203度36分50秒、131.40mの地点

㊭の地点 ㊬の地点から293度36分50秒、34.37mの地点

㊮の地点 ㊭の地点から23度36分50秒、4.12mの地点

㊯の地点 ㊮の地点から293度36分50秒、29.00mの地点

(3) 面積

15,091.37㎡

5 埋立地の用途

埠頭用地

6 書面及び関係図書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和6年4月26日から令和6年5月16日まで

(2) 縦覧場所

愛知県都市・交通局港湾課、愛知県三河港務所及び田原市役所

## 選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項、第17条第1項及び第19条第3項の規定に基づき、次の政治団体から設立した旨、届出事項に異動があった旨及び解散した旨並びに次の者から資金管理団体の指定を取り消した旨、資金管理団体でなくなった旨及び資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があった。

令和6年4月26日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 法第6条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

〔1号及び2号国会議員関係政治団体であるその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (法第19条の7第1項第1号に係るもの)	公職の候補者の氏名 及び公職の種類 (法第19条の7第1項第2号に係るもの)	届出年月日
ワンプラス	松井 隆嗣	松井 隆嗣	豊田市渡刈町申町20-2	衆議院議員	松井 隆嗣、衆議院議員	令和6.3.13

〔国会議員関係政治団体以外のその他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大場やすのり後援会	白井 健児	大場 富子	蒲郡市豊岡町池田29	令和6.3.28
岡崎縁結会	杉本 憲志	杉本 雅紀	岡崎市宇頭北町2丁目3番地12	6.3.7
岡崎市から日本を健康にする会	本多 勝	本多 正	岡崎市八帖南町2丁目6番地7	6.3.21
酒井あつしを育てる会	酒井 敦史	伊神 健雄	小牧市岩崎1304番地1	6.3.22
象山会	畔柳 智彦	畔柳喜代美	豊田市山之手8丁目55番地1	6.3.13
つるもり真正後援会	鶴森 真正	白石 正人	岡崎市上地6-26-6	6.3.7
はちすか一郎後援会	蜂須賀一郎	蜂須賀加苗	岡崎市大門1丁目14番地3	6.3.1

備考 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であって、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 法第7条第1項の規定に基づく届出に係る異動事項等

〔政党の支部〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
参政党愛知第15支部	佐治 徹雄	代表者	佐治 徹雄	武藤 宣人	令和6.3.28
参政党愛知第13支部	渡辺 真二	会計責任者	笠原 教平	高田 徳子	6.3.28
参政党愛知第6支部	石原 治	会計責任者	小林 弘枝	井上 浩平	6.3.25
自由民主党愛知県トラック支部	寺岡 洋一	会計責任者	中川 利光	牟田 光良	4.4.1
自由民主党愛知県名古屋市昭和区第五支部	成田 修	会計責任者	成田 修	成田 佳子	6.3.1
自由民主党愛知県名古屋市天白区第一支部	須崎 幹	代表者	須崎 幹	加藤 哲也	5.10.1
自由民主党高浜市支部	柳沢 英希	主たる事務所の所在地	高浜市二池町四丁目1番地1	高浜市青木町9-5-37	5.8.3
		代表者	柳沢 英希	杉浦 孝成	
		会計責任者	荒川 義孝	杉浦 康憲	
自由民主党弥富市支部	朝日 将貴	会計責任者	三浦 義光	高橋八重典	5.7.22

日本維新の会衆議院愛知県第5選挙区支部	小出 麻紀	会計責任者	小出 麻紀	飯塚 将史	6.3.4
日本維新の会衆議院愛知県第10選挙区支部	杉本 和巳	会計責任者	杉本 和巳	早川 茂	6.3.15
日本維新の会衆議院愛知県第12選挙区支部	中川 博登	会計責任者	中川 博登	中川 和正	6.3.1
日本共産党尾張中部地区委員会	林 幹雄	代表者	林 幹雄	安藤 均	6.2.25
日本共産党尾張東部地区委員会	武藤 史	代表者	武藤 史	林 幹雄	6.2.25
日本共産党尾張南地区委員会	渡辺 裕	代表者	渡辺 裕	松崎 省三	6.2.25
		会計責任者	松崎 省三	植村 捷治	
日本共産党知多地区委員会	古川 大暁	代表者	古川 大暁	長友 忠弘	6.2.25
日本共産党東三地区委員会	中西 光江	代表者	中西 光江	斎藤 啓	6.2.25
日本共産党名古屋千種・名東・守山地区委員会	板先 浩介	代表者	板先 浩介	梅村 政年	6.2.25
日本共産党名古屋東・北・西・中地区委員会	梅村 政年	代表者	梅村 政年	河江 明美	6.2.25
日本共産党名古屋港・南・瑞穂地区委員会	高橋 祐介	代表者	高橋 祐介	山口 政信	6.2.25
		会計責任者	長友 忠弘	牧野和歌男	

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
愛知県薬剤師連盟新城支部	菅谷 光洋	主たる事務所の所在地	新城市富永字新栄56-2	新城市市場台3-1-20	令和5.4.1
		代表者	菅谷 光洋	今泉 浩明	
		会計責任者	佐藤 貴昭	菅谷 光洋	
愛知県薬剤師連盟豊田加茂支部	吉田 哲也	主たる事務所の所在地	豊田市美里2丁目11-12	豊田市山之手3-94	5.9.1
愛知県薬剤師連盟西知多支部	辰野 智隆	主たる事務所の所在地	大府市桜木町2-211	東海市大田町郷中183-1	5.4.1
		代表者	辰野 智隆	井上 正人	
		会計責任者	榊原 布尚	久野 辰男	
愛知・名古屋未来の会	上園 晋介	会計責任者	石村 美和	天沼 弘恵	6.3.15
愛知労働者日本共産党後援会	西尾美沙子	代表者	西尾美沙子	知崎 広二	5.6.26
明日の岡崎・幸田を考える会	園山 康男	会計責任者	柴田 武司	近藤 勝	6.3.1
あべたけふみ後援会	阿部 武史	主たる事務所の所在地	北名古屋市二子比良出82番地7	北名古屋市熊之庄山の前43番地	6.3.25
		会計責任者	阿部 武史	阿部 紘士	
安心して暮らしやすい社会を実現する会	中村 勉	代表者	中村 勉	宮本 明	6.3.4
安藤よしひろ後援会	安藤 善啓	会計責任者	安藤 善啓	倉知 勝	6.3.25
池田信子後援会	池田 信子	会計責任者	池田 信子	池田 智美	6.3.14

磯谷香代子後援会	磯谷香代子	会計責任者	磯谷香代子	磯谷 則昌	6.3.18
うえぞの晋介後援会	上園 晋介	会計責任者	石村 美和	天沼 弘恵	6.3.15
江原シロー後援会	江原 史朗	会計責任者	櫻間 利和	江原 史朗	5.5.1
大島ひでひろ後援会	大島 英勲	主たる事務所の所在地	名古屋市名東区小池町60	名古屋市名東区社台3-93	5.12.10
		会計責任者	大島 英勲	大島 和勲	
大島もえとニッコリ元気会	坂野 もえ	会計責任者	眞鍋さとみ	篠田すみ子	6.3.25
おおたけりえ後援会	大嶽 理恵	会計責任者	大嶽 理恵	神谷 晴己	6.3.1
おおたけりえ政策研究会	大嶽 理恵	会計責任者	大嶽 理恵	神谷 晴己	6.3.1
おおはしとおる政策研究会	大橋 享	会計責任者	大橋 享	大橋 麻紀	6.3.22
おおむかい正義と蒲郡をかえる会	松田慎一郎	会計責任者	松田ミチコ	加藤 隆康	6.3.20
岡崎・幸田街づくり研究会	都築 数明	主たる事務所の所在地	額田郡幸田町大草字長根尻	額田郡幸田町大草字瓶割15-1	6.3.1
		会計責任者	園山幸喜恵	鳥居 直之	
奥村昇次後援会	奥村 昇次	会計責任者	奥村 優子	奥村 萌瑠	5.2.20
輝く半田未来の会	山本 博信	会計責任者	山本 博信	伊藤 彰	4.1.1
神谷かずあき後援会	神谷 和明	会計責任者	神谷 和明	深津 正則	6.3.13
川合ともゆき後援会	川合 誠之	会計責任者	川合 誠之	川合 明美	6.3.26
金城ゆたか政策研究会	金城 裕	会計責任者	金城 裕	金城 綾香	5.4.30
減税日本三河支部	竹上 裕子	主たる事務所の所在地	豊橋市駅前大通3-19	豊橋市駅前大通3-26	5.6.30
幸福実現党名古屋中村後援会	浅井 清	会計責任者	大前 まり	早川千耶子	5.12.26
幸福実現党名古屋南後援会	丸山 茂	会計責任者	横井 孝洋	南村 吉信	5.7.30
ござわ国大を育てる会	小澤 国大	会計責任者	小澤 亜美	林 秀巳	6.3.29
さいだ資後援会	齋田 資	政治団体の名称	さいだ資後援会	齋田ただし後援会	5.3.7
ささき和美後援会	佐々木和美	会計責任者	佐々木和美	平岡希依子	6.3.27
島たかのり後援会	松村 実	会計責任者	中島 大彰	中塚 正輝	6.1.30
白木めぐみ後援会	白木 慈	会計責任者	中澤 希美	藤本 和美	6.3.25
神ひろし後援会	神 浩司	会計責任者	高橋 和子	水野 真理	6.2.1
杉浦弘一後援会	杉浦 弘一	会計責任者	杉浦美栄子	市川 孝介	6.3.14
杉浦ともあき後援会	加藤 順三	主たる事務所の所在地	半田市昭和町3-13-2	半田市昭和町2丁目28	6.3.1
杉本和巳後援会	杉本 和巳	会計責任者	杉本 和巳	早川 茂	6.3.15
須崎かん後援会	須崎 幹	代表者	須崎 幹	加藤 哲也	5.10.1
鈴木定晴後援会	鈴木 定晴	会計責任者	鈴木 美幸	市川 孝介	6.3.14
鈴木のりこ応援団	杉田 美雪	会計責任者	山本久美子	石川 恵子	5.3.11

鈴木ひろし後援会	石原 隆義	会計責任者	鈴木 友子	塚本 政八	6.3.10
住重労連政治活動委員会名古屋支部	土岐 幸男	代表者	土岐 幸男	近藤 伸一	6.3.1
高木会	古田 泰士	代表者	古田 泰士	日比野玉三郎	5.1.31
竹上ゆうこ後援会	竹上 裕子	主たる事務所の所在地	豊橋市駅前大通3-19	豊橋市駅前大通三丁目26番地	5.6.30
中部政治経済会議	杉本 和巳	会計責任者	杉本 和巳	早川 茂	6.3.15
中部電気保安協会労働組合政治活動委員会	小川 宏治	代表者	小川 宏治	山口 正人	5.6.24
		会計責任者	佐藤 進	小川 宏治	
とばひさし後援会	鳥羽 悠史	政治団体の名称	とばひさし後援会	鳥羽悠史後援会	6.3.25
		主たる事務所の所在地	知多郡武豊町字多賀1-66-1	知多郡武豊町鹿ノ子田1-110-4	
		代表者	鳥羽 悠史	山本 健一	
永井たかのり後援会	永井 孝典	会計責任者	永井 孝典	中島 敦子	6.3.22
中村孝道後援会	中村 孝道	主たる事務所の所在地	瀬戸市東赤重町2-80	小牧市東4丁目219番地	6.2.15
名古屋税理士政治連盟昭和支部	今枝 清	会計責任者	近藤 智也	菅沼 宏司	5.5.19
名古屋税理士政治連盟名古屋北支部	浅野 哲司	代表者	浅野 哲司	重富 久夫	5.5.19
		会計責任者	木村浩一郎	小林 弘隆	
名古屋税理士政治連盟名古屋中村支部	田口 裕恭	代表者	田口 裕恭	岡崎 拓郎	5.5.19
		会計責任者	太田 麻紀	名古屋路 渉	
21世紀の豊かなまちをつくる会	石川 尚人	代表者	石川 尚人	羽根田利明	5.11.29
野々川よしのり後援会	野々川嘉則	会計責任者	須藤 夢太	井高 章義	5.10.1
早川直久後援会	早川 直久	代表者	早川 直久	早川 輝臣	6.1.1
「日比たけまさ」を支援する会	日比 雄将	主たる事務所の所在地	春日井市白山町8丁目10-18	春日井市中央台6-7-4	6.3.1
平野賀洋子後援会	長崎 典章	代表者	長崎 典章	服部 時雄	6.1.1
星川ひろふみ後援会	後藤 敦志	代表者	後藤 敦志	星川 文一	5.4.3
ホシザキ労働組合政治活動委員会	佐藤 元紀	会計責任者	三浦 和也	岩田 和人	6.3.1
本多ひろゆき後援会	本多 勝美	会計責任者	佐原 亘	豊田 昭洋	6.1.1
松尾まなき後援会	木村 邦彦	代表者	木村 邦彦	荒木 久寿	5.6.25
松崎正尚後援会	松崎 正尚	会計責任者	服部 衣代	松崎 衣代	4.10.14
			松崎 正尚	服部 衣代	6.3.8
まのさとし後援会	眞野 哲	国会議員関係政治団体の区分	1号及び2号国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	1.6.1
		公職の種類(法第19条の7第1項第1号に係るもの)	参議院議員	-	

		公職の候補者及び公職の種類(法第19条の7第1項第2号に係るもの)	眞野 哲、参議院議員	—	
		主たる事務所の所在地	岐阜県多治見市若松町2-49-2	名古屋市昭和区山手通5-18-4	5.7.18
		公職の種類(法第19条の7第1項第1号に係るもの)	衆議院議員	参議院議員	
		公職の候補者及び公職の種類(法第19条の7第1項第2号に係るもの)	眞野 哲、衆議院議員	眞野 哲、参議院議員	
岬まき後援会	小出 麻紀	会計責任者	小出 麻紀	飯塚 将史	6.3.4
三菱重工労組名古屋支部議員を支援する会	山下 勝幸	代表者	山下 勝幸	甲斐 久資	5.10.1
		会計責任者	須藤 夢太	井高 章義	
宮崎ちはる後援会	近藤 之雄	主たる事務所の所在地	安城市東別所町新開168番地26	安城市西別所町観音52番地	6.3.15
		会計責任者	宮崎 洋子	近藤 裕子	
宮島けんじ後援会	宮島 謙治	主たる事務所の所在地	知多市新知字大内38-1	知多市新知東町三丁目19番地の24	5.5.1
みんなの尾張旭会議	水間 昌利	会計責任者	葛上 勲	水間 昌利	6.3.25
諸岡えみ後援会	諸岡 英実	会計責任者	諸岡 康則	諸岡 聡美	5.4.1
やなぎの幸縁会	柳 賢一	会計責任者	柳 賢一	柳 綾子	6.3.1
山崎たくみ後援会	山崎 卓美	会計責任者	坂上 友博	関戸 克己	6.3.21

備考1 「1号及び2号国会議員関係政治団体」とは、法第19条の7第1項第1号に掲げる政治団体であつて、かつ、同項第2号に掲げる政治団体であるものをいう。

2 従来、愛知県選挙管理委員会に届出がされていた「政治結社大日本泰誠同志會」は、総務大臣に届出をすべき政治団体となったものである。

3 従来、愛知県選挙管理委員会に届出がされていた「まのさとし後援会」は、岐阜県選挙管理委員会に届出をすべき政治団体となったものである。

3 法第17条第1項の規定に基づく届出に係る政治団体の名称等

[政党の支部]

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛知県春日井市第一支部	伊藤 勝人	令和5.12.31
自由民主党知多市支部	伊藤 忠彦	平成22.12.28

[その他の政治団体]

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
アイシン政治に参加する会	中馬 久敬	令和6.3.28
新しいせとをつくる会・伊藤やすのり後援会	河村 幸俊	5.12.30
石嶋純後援会	石嶋 純	5.12.31
伊藤あきやすとともに小牧の未来を考える会	伊藤 徳康	5.12.31
伊藤勝人友の会	伊藤 勝人	5.12.31
伊藤ただし後援会	伊藤 直	5.5.1
上原俊介を応援する会	上原 俊介	5.12.31

大井まさお後援会	大井 雅雄	6. 3. 2
大岩タモツ後援会	永田 一男	5.12.31
大場やすのり後援会	市川 晶也	6. 3.28
大宮よしみつ春風会	大宮 幹男	5.12.31
おおむかい正義と蒲郡をかえる会	松田慎一郎	6. 3.25
オール尾張旭で市政を支える会	浅見 保永	5.12.31
落合紀代美後援会	山背 仁	6. 2.29
神谷明彦後援会	神谷 明彦	6. 3.15
暮らしが花ひらく江南市をつくる会	尾関 国清	6. 2.29
グリーン再生なごや	尾形 慶子	5.12.31
減税日本瑞穂支部	金城 裕	5.12.31
小嶋さゆり後援会	伊藤 善規	5.12.31
さいとう愛子後援会	渡邊 守	6. 3. 5
沢田さとし後援会	秋元 幸治	5.12.31
柴田けんいち後援会	柴田 賢一	6. 2.29
しばた耕一後援会	柴田 耕一	5.10. 1
下方しげたか後援会	鈴木 満	5.12.31
白木めぐみ後援会	白木 慈	6. 3.26
高松有美後援会	高松 有美	6. 2.29
辻山秀文後援会	辻山 秀文	6. 1.15
ていじんを囲む会	浅野 貞人	5.12.31
トフマン黒川勝好後援会	黒川 勝好	5.12. 1
中沢のぞみ後援会	中澤 希美	5. 8.31
中瀬ひろゆき後援会	中瀬 博之	5.12.31
中野きよみ後援会	太田 雄三	6. 3. 7
橋本ゆうこ後援会	鈴木 康広	6. 3. 1
東浦の未来を考える会	神谷 明彦	6. 3.15
船橋厚後援会	中村 宣夫	5.10. 8
古沢ひろき後援会	古澤 弘樹	5. 9. 1
真木正五後援会	八木 巧	5.12.31
まなごのぶお後援会	眞子 伸生	6. 2.29
水野照三後援会	水野 雅宣	5.12.31
森かずみ後援会	加藤 清久	5.12.31
山本正樹と明日の東三河をつくる会	山本 義樹	6. 3. 6
黎明の会	今村 洋史	6. 3.24
わしの恵子後援会	夏目 武三	5. 5. 1
渡邊十三香後援会	渡邊十三香	5.12.31

4 法第19条第3項第1号の規定に基づく届出に係る指定を取り消した団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
西田 久代	ひさちゃんとなかまたち	令和6.3.15

5 法第19条第3項第2号の規定に基づく届出に係る資金管理団体でなくなった団体の名称等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
伊藤 勝人	伊藤勝人友の会	令和5.12.31
今村 洋史	黎明の会	6.3.24
上原 俊介	上原俊介を応援する会	5.12.31
辻山 秀文	辻山秀文後援会	6.1.15
中澤 希美	中沢のぞみ後援会	5.8.31
中瀬 博之	中瀬ひろゆき後援会	5.12.31

6 法第19条第3項第3号の規定に基づく届出に係る異動事項等

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動事項の内容		異動年月日
			新	旧	
今村 洋史	黎明の会	主たる事務所の所在地	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東17	一宮市松降通8-25	令和4.6.1
小出 麻紀	岬まき後援会	主たる事務所の所在地	北名古屋市九之坪東町42-1	名古屋市市中村区竹橋町38番5号	3.9.2
			名古屋市市中村区上ノ宮町1-2-2	北名古屋市九之坪東町42-1	5.5.22
永田 敦史	永田あつしを応援する会	公職の種類	愛知県議会議員	安城市議会議員	5.4.30
眞野 哲	まのさとし後援会	主たる事務所の所在地 公職の種類	岐阜県多治見市若松町2-49-2	名古屋市昭和区山手通5-18-4	5.7.18
			参議院議員	名古屋市議会議員	1.6.1
			衆議院議員	参議院議員	5.7.18
宮島 謙治	宮島けんじ後援会	主たる事務所の所在地	知多市新知東町三丁目19番地の24	知多市新知西町9-11	5.4.30
			知多市新知字大内38-1	知多市新知東町三丁目19番地の24	5.5.1

**監査委員告示**

愛知県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定に基づき、愛知県包括外部監査人が監査の事務を補助させることができる者は、次のとおりである。

令和6年4月26日

愛 知 県 監 査 委 員 前 田 貢  
同 川 上 明 彦  
同 山 内 和 雄  
同 高 桑 敏 直  
同 近 藤 裕 人

氏 名	住 所	補助できる期間
中川 博晴	名古屋市中区錦二丁目19番1号 名古屋鴻池ビルディング7階	令和6年4月26日から 令和7年3月31日まで
都築 真琴	岡崎市康生通南二丁目54番1号 カーニープレイス岡崎5階	同
青山 正和	名古屋市中区丸の内三丁目21番31号 協和丸の内ビル5階502号室	同
菊池 龍太	名古屋市中区栄一丁目24番11号 タワー・ザ・ファースト名古屋栄204	同

西脇 正訓	名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内Y Sビル5 F-B	同
杉浦 理絵	名古屋市中区丸の内三丁目2番22号 名城ビル4階	同
中村博太郎	名古屋市中区丸の内三丁目9番16号 丸の内Y Sビル5 F-B	同
塩見 明	名古屋市中区東区泉一丁目21番27号 泉ファーストスクエア7階	同
永尾光史朗	名古屋市中区丸の内二丁目18番22号 三博ビル8階	同
杉浦 大樹	名古屋市中村区名駅四丁目2番28号 名古屋第二埼玉ビル5階	同
河口 航平	名古屋市中区東区筒井三丁目26番10号 リム、ファーストビル6階C号室	同
遠山 江美	名古屋市中区東区筒井三丁目26番10号 リム、ファーストビル6階C号室	同

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

### 1 調達内容

- (1) 賃借案件の名称及び数量  
行政情報通信ネットワーク用サーバ及び通信機器 一式
- (2) 賃借案件の仕様等  
入札説明書で示す仕様等とします。なお、賃借には、当該機器の保守等を含みます。
- (3) 賃借期間  
令和7年1月1日（水）から令和11年12月31日（月）まで  
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 納入場所  
入札説明書で示す場所とします。
- (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県会計局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止を受けていない者であること。

### 3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法

令和6年4月30日（火）から令和6年5月8日（水）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子

入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

また、令和6年4月30日（火）から令和6年5月8日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時までの間、(4)の場所において紙による交付も随時行います。

(2) 入札期間

令和6年6月6日（木）午前9時から令和6年6月7日（金）正午まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和6年6月7日（金）午後1時

愛知県総務局総務部情報政策課

(4) 問合せ先

愛知県総務局総務部情報政策課ネットワーク管理グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6115

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を令和6年5月21日（火）午前9時から令和6年5月27日（月）午後5時までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased: Server group and communication equipment for administration information and communication network, 1 set

(2) Bidding period: 9:00 a.m., June 6, 2024 - noon, June 7, 2024

(3) Contact point for the notice: Information Policy Division, General Affairs Department, Bureau of General Affairs, Aichi Prefectural Government

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-954-6115

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定によって、令和6年度毒物劇物取扱者試験を次のように行います。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 試験の日時

令和6年8月27日(火)午後0時50分から午後3時15分まで

2 試験の場所

名古屋国際会議場1号館、2号館及び4号館(名古屋市熱田区熱田西町1番1号)

3 その他試験に関する事項

試験の詳細は、愛知県のウェブページ(ウェブページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iyaku/>)を御覧ください。

4 問合せ先

愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

電話(052)954-6305

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、松原用水土地改良区の土地改良事業(維持管理)計画の変更を令和6年4月12日認可した。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県河川情報システム装置一式及び大型モニタ等機器の賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月24日(日)まで

(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 納入場所

入札説明書で示す場所とします。

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出日から落札決定までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) 確認申請書の提出日から落札決定までの期間において、愛知県会計局指名停止取扱要領又は愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿(令和6年4月~令和8年3月)大分類「03. 役務の提供等」、中分類「11. リース・レンタル」のうち小分類「04. 電子計算機(汎用機・サーバ等)」又は「05. 情報関連機器(パソコン、小型プリンタ等)」に登録されている者であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 賃貸しようとする調達案件が1(2)の調達案件の仕様等を満たすものであることを証明した者であること。

### 3 入札説明書の交付方法等

#### (1) 入札説明書等の交付方法

令和6年4月26日(金)から令和6年5月14日(火)までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

#### (2) 入札期間

令和6年6月3日(月)午前9時から令和6年6月6日(木)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。)

#### (3) 開札の日時及び場所

令和6年6月7日(金) 午前10時

愛知県建設局河川課

#### (4) 問合せ先

愛知県建設局河川課企画グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1-2(郵便番号460-8501)

電話(052)954-6553(ダイヤルイン)

電子メール [kasen@pref.aichi.lg.jp](mailto:kasen@pref.aichi.lg.jp)

### 4 その他

#### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の入札保証金(愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。)第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

#### (3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

#### (4) 契約書作成の要否

要

#### (5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、確認申請書及び証明書類を令和6年4月26日(金)午前9時から令和6年5月14日(火)午後5時までの間に、電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。)。なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された確認申請書及び証明書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

#### (6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### (7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録(電子契約書)を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

### 5 Summary

(1) Nature and quantity of produce or services to be purchased: Leasing and maintenance work of equipment related to the Aichi prefecture river information system and other equipment including large monitors, 1 set

(2) Time period for the submission of tender: Between 9:00 a.m., June 3, 2024, and 5:00 p.m., June 6, 2024

(3) Contact point: River Division, Bureau of Construction, Aichi Prefectural Government

3-1-2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan

Tel. 052-954-6553

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る認定をしたので、次のとおり公告する。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

認定番号	認定年月日	認定に係る対象区域	対象区域等の縦覧場所
6知建160-2	令和6.4.10	東海市荒尾町水深1-1、1-3、1-4、1-5、1-6、1-8、1-9、1-10、1-11、1-12、1-13及び35-1、木戸畑9-3、9-4、49-1及び49-7、祢崎5-1、5-2及び5-3、東川1-第1、1-5、53-第1、59-2及び59-3並びに北見田13-5、13-7、13-8及び48-2	愛知県知多建設事務所建築課 半田市瑞穂町2-2-1

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
4尾建96-238	令和5.3.17	株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄 豪治	一宮市東出町7-1	弥富市平島町西勘助56-1及び57-5
5尾建96-144	5.12.5	株式会社山忠 代表取締役 山崎 恭裕	海部郡大治町大字三本木字柳原112-3	海部郡大治町大字堀之内字深田89-2ほか9筆の全部並びに88-2及び89-1の各一部
5知建59-46	6.1.29	株式会社菊和 代表取締役 菊池 祐	名古屋市中区丸の内二丁目12-8	知多郡東浦町大字生路字梨ノ木34-1の一部
5尾建96-54	5.7.10	日比しのぶ	丹羽郡大口町伝右一丁目5	丹羽郡大口町二ツ屋一丁目41-1

令和7年度愛知県公立学校教員採用選考試験を次のように行います。

令和6年4月26日

愛知県教育委員会

1 試験の実施区分等

実施区分	採用予定人員	教科（科目）
小学校教諭	約710人	—
中学校教諭	約430人	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
高等学校教諭	約350人	国語 地理歴史 公民 数学 理科 美術 保健体育 家庭 英語 商業 工業（機械） 工業（電気） 工業（建築） 工業（化学工業） 工業（セラミック） 農業 情報 看護 福祉
特別支援学校教諭	小学部	—
	中学・高等部	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語 工業（機械）
養護教諭	小・中学校	—
	県立学校	約8人
栄養教諭	小・中・県立（特別支援）学校	約10人

- 注意
- 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
  - 2 試験の実施区分・教科（科目）について一つのみ出願できます。
  - 3 採用予定人員は、現時点における一応の目安であり、変更することがあります。
  - 4 採用予定人員の変更により、受験した実施区分とは異なる実施区分（特別支援学校の部を含む。）の合格又は補欠とすることがあります。
  - 5 小学校教諭及び中学校教諭の採用者については、一定期間を経過した後に小学校及び中学校の校種間で異動することがあります。
  - 6 栄養教諭については、特別支援学校に配置されることがあります。

2 一般選考

出願資格は、次の全てに該当する人に限ります。

(1) 大学3年生等前倒し特別選考以外の選考について

ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条に該当しない人

イ 昭和40（1965）年4月2日以降に生まれた人

ウ 実施区分・教科（科目）に対応する普通免許状を現に所有している人又は令和7年3月31日までに取得見込みの人。ただし、次の実施区分・教科（科目）については、次のとおりの要件とします。

実施区分	教科（科目）	必要な要件	
高等学校教諭	地理歴史	実施区分・教科に対応する普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。実施区分・教科に対応する普通免許状を所有していない場合又は取得見込みでない場合は、高等学校教諭・社会の普通免許状を所有していること。	
	公民		
特別支援学校教諭	小学部	小学校教諭の普通免許状を所有し、又は取得見込みであること。特別支援学校教諭等免許状を所有していない場合又は取得見込みでない場合は、当該免許状取得に必要な所定の単位を採用後3年を目途に取得し、速やかに当該免許状の申請に努めること。	
	中学・高等部	全教科	出願教科（科目）に対応した中学校教諭の普通免許状又は高等学校教諭の普通免許状（特別支援学校教諭・社会にあつては、中学校教諭・社会の普通免許状）を所有し、又は取得見込みであること。特別支援学校教諭等免許状を所有していない場合又は取得見込みでない場合は、当該免許状取得に必要な所定の単位を採用後3年を目途に取得し、速やかに当該免許状の申請に努めること。

エ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない人

(2) 大学3年生等前倒し特別選考について

ア 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しない人

イ 現在大学3年生等※で令和7年度中に卒業見込みの人

※ 大学3年生等とは、大学、大学院、短期大学、専門学校の最終年次の1年前の年次の人である（いずれの学校にも所属していない科目履修生等は含まない）。

ウ 昭和41（1966）年4月2日以降に生まれた人

エ 受験区分・教科に対応する普通免許状を現に所有している人又は令和8（2026）年3月31日までに取得見込みの人。ただし、次の受験区分・教科（科目）について必要な要件は、(1)大学3年生等前倒し特別選考以外の選考についてのウの表に準ずる。なお、所定の要件を見込みで受験した人が、選考の結果、合格又は補欠となっても、その見込要件を、令和8（2026）年3月31日までに満たさなかった場合は、合格又は補欠の資格が失効します。

オ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第151号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者（心神耗弱を原因とするもの以外）に該当しない人

カ 第1次試験合格者については、令和8（2026）年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験の第1次試験を免除とし、第2次試験からの受験となります。その際、改めて令和8（2026）年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験に同一の受験区分・教科（科目）で出願の必要があります。

なお、令和8（2026）年度採用愛知県公立学校教員採用試験において同一の受験区分・教科（科目）で採用予定がない場合は、出願することができません。その場合は、翌年度へ第1次試験の合格の権利が持ち越されることはありません。

3 特別選考

特別選考の出願資格等は、次のとおりです。なお、各特別選考に出願したが、出願資格を満たさない場合は、一般選考の受験者として受け付けます。この場合においては、2と同じ出願資格を有していることが必要です。申込時は、受験資格の詳細な確認を行いませんが、資格要件を欠いていることが判明した時点で失格となりますので、特別選考の要件や提出書類についてよく確認の上で出願してください。

(1) 英語有資格者特別選考

「中学校教諭・英語」、「高等学校教諭・英語」及び「特別支援学校教諭・英語」の実施区分・教科について実施します。

ア 出願資格

2(1)の出願資格に加えて、次のいずれかに該当する人に限ります。

(ア) TOEFL（国際教育交換協議会実施）において、iBT92点以上を令和4年6月以降に取得した人

(イ) TOEIC（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会実施）において、860点以上を令和4年6月以降に取得した人（IPテストは不可）

(ウ) 実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会実施）1級を令和4年6月以降に取得した人

- イ 選考試験内容  
第2次試験の実技試験を免除します。
- (2) 昨年度の補欠者に対する特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次の全てに該当する人に限ります。
- (ア) 「令和6年度愛知県公立学校教員採用選考試験」(令和5年実施)を受験し、選考結果が「補欠」であった人(「補欠」を辞退した人を除く。)
- (イ) 「令和6年度愛知県公立学校教員採用選考試験」(令和5年実施)と同一の実施区分・教科(科目)で受験する人
- イ 選考試験内容  
第1次試験を免除します。
- (3) 現職教諭特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次の全てに該当する人に限ります。
- (ア) 出願時において、国立大学法人が設置する学校又は公立学校の正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職にある人
- (イ) 令和6年4月1日現在において、3年以上(休職、育児休業等の期間を除く。)の勤務実績を有する人
- イ 選考試験内容  
第1次試験の「教職・教養」を免除します。
- (4) 元教諭・講師経験者特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次の全てに該当する人に限ります。
- (ア) 令和6年4月1日以降に、愛知県内の公立学校(名古屋市立学校を除く。)の職員(正規任用の教諭、養護教諭及び栄養教諭を除き、非常勤の職にある者を含む。)として勤務している人
- (イ) 出願時に勤務する学校において所属長の推薦が得られた人(市町村教育委員会教育長の推薦等が得られた人を含む。)
- (ウ) 次のa又はbの勤務実績を3年以上(休職、育児休業等の期間を除く。)有する人(aの勤務実績とbの勤務実績は合算することができます。)。なお、1日以上勤務した月は、1箇月として算定することができます。
- a 元教諭としての勤務実績  
令和6年3月31日までに、国立大学法人が設置する学校又は公立学校で正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭としての勤務実績を有すること。
- b 講師等経験者としての勤務実績  
平成29年4月1日から令和6年3月31日までの7年間において、国立大学法人が設置する学校又は公立学校で講師(非常勤の職にある者を除く。)、養護教諭(正規任用者及び非常勤の職にある者を除く。)又は栄養教諭(正規任用者及び非常勤の職にある者を除く。)としての勤務実績を有すること。
- イ 審査結果及び選考試験内容  
書類審査の結果、相当と認められた人は、第1次試験の「教職・教養」を免除します(市町村教育委員会教育長の推薦が得られた人その他相当と認められた人は、第1次試験の全てを免除)。中学校音楽、中学校美術、中学校技術、中学校家庭、小中養護教諭、栄養教諭については、市町村教育委員会教育長推薦による1次免除の対象としません。県立養護教諭については、愛知県教育委員会教職員課による書類選考による1次免除の対象としません。書類審査の結果は、受験票の配信をもって通知します。
- (5) 教職大学院修了見込者特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次の全てに該当する人に限ります。
- (ア) 出願時において、教職大学院に在学し、令和7年3月31日までに修了見込みの人
- (イ) 愛知県の教員として勤務することを第1志望とする人
- イ 選考試験内容  
第1次試験を免除します。
- (6) 大学院進学による採用辞退者に対する特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次のいずれかの要件を満たすことが必要です。
- (ア) 「令和4年度愛知県公立学校教員採用選考試験」(令和3年実施)を受験し、選考結果が「合格」で、大学院(教職大学院を含む。)進学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、次のa及びbの要件を共に満たし、当該試験と同一の実施区分・教科(科目)で受験すること。
- a 令和7年3月31日までに大学院修士課程又は博士前期課程を修了見込みであること。

- b 令和7年4月1日までに、当該試験で受験した実施区分・教科（科目）の専修免許状を取得したこと。
- (イ) 「令和5年度愛知県公立学校教員採用選考試験」（令和4年実施）を受験し、選考結果が「合格」で、大学院（教職大学院を含む。）進学又は在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、(ア)のa及びbの要件を共に満たし、当該試験と同一の実施区分・教科（科目）で受験すること。
- (ウ) 「令和6年度愛知県公立学校教員採用選考試験」（令和5年実施）を受験し、選考結果が「合格」で、大学院（教職大学院を含む。）在学を理由として辞退書を提出し採用を辞退した人が、(ア)のa及びbの要件を共に満たし、当該試験と同一の実施区分・教科（科目）で受験すること。
- イ 選考試験内容  
第1次試験を免除し、第2次試験の個人面接での選考とします。
- (7) 介護理由退職者特別選考
- ア 出願資格  
2(1)の出願資格に加えて、次の全てに該当する人で(ア)の退職時と同一校種、同一教科での出願に限ります。
- (イ) 介護を理由として退職した愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の正規任用の教諭、養護教諭又は栄養教諭であった人
- (イ) 出願時において、(ア)の退職した愛知県内の公立学校（名古屋市立学校を除く。）の校長が作成した「介護理由退職者特別選考証明書」の提出ができる人
- イ 審査結果及び選考試験内容  
相当と認めた人は、第1次試験を免除し、第2次試験の個人面接での選考とします。
- (8) 大学3年生等前倒し特別選考
- ア 出願資格  
2(2)の出願資格に同じ。
- イ 選考試験内容  
第1次試験合格者については、令和8（2026）年度採用愛知県公立学校教員採用選考試験の第1次試験を免除とし、第2次試験からの受験となります。改めて同一の受験区分・教科（科目）で出願の必要があります。
- 4 第1次試験加点項目（大学3年生等前倒し選考は除く。）  
一般選考又は3(1)、(3)及び(4)の特別選考に出願し、次の(1)から(7)までの項目について申請し、相当と認めた人については、第1次試験の成績に加点します。
- (1) 司書教諭
- ア 加点  
10点
- イ 実施区分  
「小学校教諭」及び「中学校教諭」の実施区分について実施します。
- ウ 申請資格  
出願時において、司書教諭の資格を有する人に限ります（取得見込みは不可）。
- (2) 大学推薦
- ア 加点  
10点
- イ 実施区分・教科（科目）  
「中学校教諭・数学」、「中学校教諭・理科」、「中学校教諭・技術」、「高等学校教諭・数学」、「高等学校教諭・理科」、「高等学校教諭・工業」、「特別支援学校教諭・数学」、「特別支援学校教諭・理科」、「特別支援学校教諭・技術」及び「特別支援学校教諭・工業（機械）」の実施区分・教科（科目）について実施します。
- ウ 申請資格  
次の全てに該当する人に限ります。
- (イ) 愛知県の教員として勤務することを第1志望とする人
- (イ) 実施区分・教科（科目）に対応する教員免許状取得のための課程許可を受けている大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）を令和7年3月31日までに卒業見込みの人
- (ウ) 在学する大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）の学長又は学部長の推薦が得られた人
- エ 推薦人数  
各大学、短期大学、大学院及び教職大学院の推薦人数は、各実施区分・教科（科目）につき1名とします。
- オ 審査結果  
書類審査の結果は、受験票の配信をもって通知します。
- (3) 外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン（タガログ）語）堪能者

## ア 加点

A評価：10点、B評価：5点、C評価：加点なし

第1次試験において当該外国語による面接を行い、評価に応じて第1次試験の成績に加点します。

## イ 実施区分

「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」及び「特別支援学校教諭」の実施区分について実施します。

## ウ 申請資格

外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語又はフィリピン（タガログ）語）が堪能（児童生徒及び保護者とのコミュニケーションを図り、文化や生活習慣の違いを説明することができる程度の語学力を有すること。）である人に限ります。

## (4) 社会人

## ア 加点

10点

## イ 申請資格

## (ア) 「小学校教諭」及び「中学校教諭」の実施区分

次のいずれかに該当する人に限ります。なお、常勤の職として1日以上勤務した月は、1箇月として算定することができます。

a 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職を除く。）にあり、令和6年4月1日現在において、常勤の職として同一の民間企業、官公庁等（出願時において勤務する民間企業、官公庁等とは異なる民間企業、官公庁等でも可）で連続して5年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

b 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間において、青年海外協力隊として2年以上の派遣実績を有する人

## (イ) 「高等学校教諭」及び「特別支援学校」の実施区分

次のaからfまでに示す実施区分又は実施区分・教科（科目）について、それぞれの要件を満たすことが必要です。なお、常勤の職として1日以上勤務した月は、1箇月として算定することができます。また、高等学校教諭の実施区分（青年海外協力隊派遣経験者を除く。）においては、出願時点で実施区分・教科（科目）に対応する普通免許状を所有していなくても受験できますが、合格した後、その教科（科目）の特別免許状を申請し、取得することが必要となります。

a 「高等学校教諭」及び「特別支援学校教諭」（青年海外協力隊派遣経験者）

昭和59年4月2日以降に生まれた人で、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間において、青年海外協力隊として2年以上の派遣実績を有することが必要です。

b 「高等学校教諭・数学」、「高等学校教諭・理科」及び「高等学校教諭・工業」

出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職を除く。）にあり、令和6年4月1日現在において、常勤の職として連続して5年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有することが必要です。

c 「高等学校教諭・情報」（基本情報技術者試験等資格所有者）

次の全てに該当する人に限ります。

(a) 出願時において、民間企業、官公庁等の常勤の職（小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教育職を除く。）にあり、令和6年4月1日現在において、常勤の職として連続して3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

(b) 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験等において、基本情報技術者試験（F E）、応用情報技術者試験（A P）、情報処理技術者試験要綱の試験区分に基づく高度試験、I C T支援員能力認定試験、教育情報化コーディネータ3級以上、技術士（情報工学部門）、P M P（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）、中級ソフトウェア品質技術者資格又はS T Q Bテスト技術者資格認定のうち、いずれか一つ以上の資格を有する人

d 「高等学校教諭・看護」（看護師・看護教員経験者）

次の(a)に加えて、(b)又は(c)のいずれかに該当する人に限ります。

(a) 高等学校卒業以上の学歴があり、かつ看護師免許を所有する人

(b) 出願時において、国公立病院、民間病院等の医療機関の常勤の看護師（助産師及び保健師を含む。以下同じ。）又は看護師養成機関（専攻科を設置する高等学校を含む。以下同じ。）の教員（看護科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、令和6年4月1日現在において、国公立病院、民間病院等の医療機関の常勤の看護師として通算して3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

(c) 出願時において、国公立病院、民間病院等の医療機関の常勤の看護師又は看護師養成機関の教員（看護科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、令和6年4月1日現在において、国公立病院、民間病院等の医療機関の常勤の看護師として通算し

て1年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有し、かつ、看護師としての勤務実績と看護師養成機関の常勤の教員（看護科での勤務実績を有する実習助手を含む。）としての勤務実績を通算して3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）有する人

e 「高等学校教諭・福祉」（介護福祉士・福祉教員経験者）

次の全てに該当する人に限ります。

(a) 高等学校卒業以上の学歴があり、かつ、介護福祉士の資格を有する人

(b) 出願時において、社会福祉施設の常勤の介護福祉士又は介護福祉士養成機関（福祉科を設置する高等学校を含む。）の教員（福祉科での勤務経験を有する実習助手及び非常勤の職にある者を含む。）であり、令和6年4月1日現在において、常勤の介護福祉士として通算して3年以上（休職、育児休業等の期間を除く。）の勤務実績を有する人

f 「高等学校教諭・家庭」（専門調理師等経験者）

次の(a)に加えて、(b)から(d)のいずれかに該当する人に限ります。

(a) 高等学校卒業以上の学歴がある人

(b) 出願時において、専門調理師の資格を有する人

(c) 調理師の資格を有し、10年以上調理の業務又は調理実習について、教育、研究又は実地指導の経験を有する人

(d) 調理師の資格を有し、5年以上調理の業務又は調理実習について、教育、研究又は実地指導の経験を有する人で、上記イと同等であると認められる人

(5) 複数免許状

ア 加点

10点

イ 実施区分

「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」及び「特別支援学校教諭」の実施区分について実施します。

ウ 申請資格

(ア) 「小学校教諭」の実施区分

幼稚園教諭又は中学校教諭の普通免許状を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(イ) 「中学校教諭」の実施区分

小学校教諭又は中学校教諭の普通免許状（出願教科（科目）に対応した免許状を除く。）を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(ウ) 「高等学校教諭」の実施区分

中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状（出願教科（科目）に対応した免許状を除く。）を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(エ) 「特別支援学校教諭」の実施区分

幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状（出願教科（科目）に対応した免許状（出願教科が社会である場合にあっては、高等学校教諭・地理歴史及び公民の普通免許状を含む。）を除く。）を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(6) 特別支援教育

ア 加点

20点

イ 実施区分

「小学校教諭」、「中学校教諭」及び「特別支援学校教諭」の実施区分について実施します。

ウ 申請資格

(ア) 「小学校教諭」及び「中学校教諭」の実施区分

次の a に加えて、b 又は c のいずれかに該当する人に限ります。

a 小中学校の特別支援教育担当を強く希望する人

b 盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の普通免許状を所有している人

c 特別支援学校教諭の普通免許状を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(イ) 「特別支援学校教諭」の実施区分

次の全てに該当する人に限ります。

a 盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の普通免許状のうち複数の免許状を所有している人

b 特別支援学校教諭の普通免許状のうち2領域以上が記された免許状を所有し、又は令和7年3月31日までに取得見込みの人

(7) 小学校英語

ア 加点

5点

イ 実施区分

「小学校教諭」の実施区分について実施します。

## ウ 申請資格

次のいずれかに該当する人に限ります。

- (ア) TOEFL（国際教育交換協議会実施）において、PBT470点以上又はiBT52点以上を取得した人
- (イ) TOEIC（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会実施）において、500点以上を取得した人（IPテストは不可）
- (ウ) 実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会実施）1級、準1級又は2級を取得した人

## 5 障害者選考（別枠選考）

障害者に対する選考を希望する人のうち、書類審査の結果、相当と認めた人は、第1次試験の筆記試験及び第2次試験の面接試験（一部の実施区分・教科（科目）については実技試験）を行い、一般選考及び特別選考とは別枠で選考します。

選考試験の実施に当たり、障害の種類や程度に応じた配慮をします。障害のあることが、選考において不利になることはありません。

## (1) 募集人数

小学校、中学校及び県立学校で各10名程度、計30名程度

## (2) 障害者選考

## ア 申請資格

2の出願資格に加えて、次のいずれかに該当する人に限ります。

- (ア) 出願時において、身体障害者手帳を交付されており、その障害の程度が1級から6級までの人
- (イ) 出願時において、療育手帳を交付され、又は児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、同法第18条第1項に規定する精神保健指定医若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項に規定する障害者職業センターにより知的障害者と判定されている人
- (ウ) 出願時において、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

## イ 審査結果

書類審査の結果は、申請者に個別に連絡します。

## (3) 障害者大学推薦選考

## ア 申請資格

2(1)の出願資格及び(2)アの申請資格に加えて、次のいずれかに該当する人に限ります。

- (ア) 教員免許状取得のための課程許可を受けている大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）を令和7年3月31日までに卒業見込みの人のうち、在学する大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）の学長又は学部長の推薦が得られた人
- (イ) 教員免許状取得のための課程許可を受けている大学の大学院又は大学の専攻科に在学している人のうち、在学する大学の学長又は学部長の推薦が得られた人
- (ウ) 教員免許状取得のための課程許可を受けている大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）を卒業後5年以内であって、かつ、愛知県公立学校教員採用選考試験を受験したことのある人のうち、卒業した大学（短期大学、大学院及び教職大学院を含む。）の学長又は学部長の推薦が得られた人

## イ 推薦人数

愛知県、岐阜県及び三重県内の各大学、短期大学、大学院及び教職大学院の推薦人数は、各実施区分・教科（科目）につき5名までとします。その他の都道府県の各大学、短期大学、大学院及び教職大学院の推薦人数は、各実施区分・教科（科目）につき3名とします。

## ウ 審査結果

書類審査の結果、相当と認めた人は、第1次試験の成績に10点を加点します。書類審査の結果は、申請者に個別に連絡します。

## 6 出願の手続

## (1) 受付期間

令和6年4月26日（金）午前10時から令和6年5月10日（金）午後5時まで

原則としてインターネット（電子申請）により出願してください。令和6年5月10日（金）の午後5時までに正常に受信したものを有効とします。特別な事情によりインターネットによる出願ができない場合は、郵送による出願も可とします。

## (2) 提出書類等については、「令和7年度（2025年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験受験案内」で確認してください。

## (3) 履歴事項等に事実と異なる内容の記載があった場合は、採用内定後であっても採用を取り消します。

## 7 試験の方法、時期及び場所

## (1) 第1次試験

ア 実施時期 令和6年6月15日（土）

イ 実施方法 筆記試験及び口述試験（外国語（ポルトガル語、スペイン語、中国語又はフィリピン（タガログ）語）堪能者項目申請者にあつては、これらに加え当該外国語による面接）

ウ 試験会場（試験会場の中から一つを指定し、受験票で通知します。）

愛知県立愛知総合工科高等学校（名古屋市千種区星が丘山手107）ほか17会場

(2) 第2次試験

ア 第2次試験 1日目

(ア) 実施時期 令和6年7月20日（土）

(イ) 実施方法 口述試験（受験者1名につき、2回の個人面接）

(ウ) 試験会場（試験会場の中から一つを指定し、第1次試験の結果通知書で通知します。）

愛知県立旭丘高等学校（名古屋市東区出来町3-6-15）ほか15会場

イ 第2次試験 2日目

(ア) 実施時期 令和6年7月21日（日）

(イ) 実施方法 実技試験

(ウ) 試験会場（試験会場の中から一つを指定し、第1次試験の結果通知書で通知します。）

愛知県立明和高等学校（名古屋市東区白壁二丁目32-6）ほか5会場

8 受験案内の配布

受験案内、願書等は、愛知県教育委員会のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/site/kyoinsaiyou/>）からダウンロードしてください。令和6年4月26日（金）からダウンロード可能です。なお、次の場所でも令和6年4月26日（金）から入手可能です。

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課、愛知県県民相談・情報センター、各県民相談室、各教育事務所、公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団教育振興課及び愛知県東京事務所

配布場所によって配布時間及び休みの日が異なりますので、それぞれの場所に問い合わせてください。

9 合格者の発表の時期及び方法並びに採用の手続等

(1) 第1次試験の結果通知

令和6年7月8日付けで郵送により通知します。

(2) 第2次試験の結果通知

第2次試験の結果及び提出書類の審査により総合的に選考し、合格・補欠・不合格を決定し、令和6年8月30日付けで郵送により通知します。

(3) 採用の手続

ア 合格者

令和7年4月1日付けで採用します。

イ 補欠者

実施区分・教科（科目）ごとの欠員状況に応じて、令和7年4月1日以後順次採用します。なお、令和8年3月31日までに採用されないときは失効となります。

また、補欠者への措置として、「令和8年度愛知県公立学校教員採用選考試験」（令和7年実施）において、「昨年度の補欠者に対する特別選考」を受けることができます。

なお、所定の要件を満たす見込みで受験した人が、選考の結果、合格又は補欠となっても、その要件を令和7年3月31日までに満たさなかった場合は、合格又は補欠の資格が失効します。

(4) 大学院進学による採用辞退者への措置

選考結果が「合格」であった人で、受験した実施区分・教科（科目）の専修免許状を取得できる大学院（教職大学院を含む。）に進学又は在学を理由として辞退書を提出し、令和7年度の採用を辞退した人が、次の表に示す「愛知県公立学校教員採用選考試験」に同一の実施区分・教科（科目）で出願する場合は、「大学院進学による採用辞退者に対する特別選考」の資格を有するものとします。修業年限は各大学院の所定の期間（最大3年）とし、それを超えて在学している場合は、資格を失うものとします。

大学院進学者	①	令和9年度愛知県公立学校教員採用選考試験（令和8年実施）への出願 [修業年限が2年の場合]
	②	令和10年度愛知県公立学校教員採用選考試験（令和9年実施）への出願 [修業年限が3年の場合]
大学院在学者	①	令和8年度愛知県公立学校教員採用選考試験（令和7年実施）への出願 [修業年限が2年で大学院1年生] [修業年限が3年で大学院2年生]
	②	令和9年度愛知県公立学校教員採用選考試験（令和8年実施）への出願 [修業年限が3年で大学院1年生]

※ 大学院の学年は、令和7年度愛知県公立学校教員採用選考試験（令和6年実施）出願時の学年とします。

※ 選考結果が「補欠」であった人は、「大学院進学による採用辞退者への措置」の資格を有しません。

10 給与等

初任給は、令和6年4月1日現在で算出すると次のとおりです（「地域手当等」は、地域手当、教職調整額、給料の調整額及び義務教育等教員特別手当の合計です。）。

区 分	給 料 月 額	地 域 手 当 等	計
小・中・高等学校教諭（大卒）	231,500円	32,324円	263,824円
小・中・高等学校教諭（短大卒）	211,000円	29,392円	240,392円
特別支援学校教諭（大卒）	231,500円	43,627円	275,127円
特別支援学校教諭（短大卒）	211,000円	39,694円	250,694円

なお、高等学校卒業後の有用な経験を有する場合の初任給は、一定の基準により加算されます。

上記のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれ条件に応じて支給されます。

11 障害者に対する合理的配慮について

障害のある方に対し、一人一人の特性や場面によって発生する社会的障壁を取り除くため、必要かつ合理的な配慮を行います。

12 問合せ先

愛知県教育委員会事務局管理部教職員課

電話（052）954-6769・6770

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のように行います。

令和6年4月26日

愛知県公安委員会委員長 河 合 満

1 講習の実施期日、定員、受講受付期間、受講者決定日及び受講手続期間

区 分	実 施 期 日	定 員	受 講 受 付 期 間	受 講 者 決 定 日	受 講 手 続 期 間
法第2条第1項第3号に係る警備業務	令和6年6月19日（水）から同月26日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで	20人	令和6年5月13日（月）午前9時から同月15日（水）午後5時まで	令和6年5月24日（金）	令和6年6月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時まで

2 講習を受講できる者

実施期日において、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当する者

- (1) 最近5年間に講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 受講受付

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

受講受付については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として受講受付の際に付番する「整理番号」により公表します。

5 受講手続

- (1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

- ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- イ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通
- ウ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通
- エ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通
- オ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通
- カ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

38,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

7 その他

受講受付期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課  
電話（052）951-1611 内線3283・3284

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者に対する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のように行います。

令和6年4月26日

愛知県公安委員会委員長 河 合 満

1 追加取得講習の実施期日、定員、受講受付期間、受講者決定日及び受講手続期間

区 分	実 施 期 日	定員	受 講 受 付 期 間	受 講 者 決 定 日	受 講 手 続 期 間
法第2条第1項第3号に係る警備業務	令和6年6月24日（月）から同月26日（水）までの午前9時から午後5時まで	5人	令和6年5月13日（月）午前9時から同月15日（水）午後5時まで	令和6年5月24日（金）	令和6年6月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時まで

2 追加取得講習を受講できる者

実施期日において、追加取得講習の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の交付を受けている者であつて、次のいずれかの要件（以下「受講要件」という。）に該当するもの

- (1) 最近5年間に追加取得講習に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上であること。
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けていること。
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に従事していること。
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る旧検定規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けていること又は旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があり、かつ、現に当該警備業務に

従事していること。

3 実施場所

一般社団法人愛知県警備業協会 研修室（名古屋市東区代官町35番16号 第一富士ビル）

4 受講受付

受講を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込を確認して申し込んでください。

受講受付については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受講者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として受講受付の際に付番する「整理番号」により公表します。

5 受講手続

(1) 受講者は、愛知県内の警察署で受講の手続をしてください。

(2) 手続に必要な書類等

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 2の(1)に該当する者にあつては、最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書）及び履歴書 各1通

エ 2の(2)に該当する者にあつては、1級検定の合格証明書の写し 1通

オ 2の(3)に該当する者にあつては、2級検定の合格証明書の写し並びに当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

カ 2の(4)に該当する者にあつては、旧1級検定の合格証の写し又は旧2級検定の合格証の写し並びに当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務に従事していることを疎明する警備業者等が作成する書面（警備業務従事証明書） 各1通

キ 写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

6 受講手数料の納付

14,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、追加取得講習の初日に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

7 その他

受講受付期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受講手続期間終了まで受講申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

8 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課

電話（052）951-1611 内線3283・3284

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定によって、交通誘導警備業務2級の検定を次のように行います。

令和6年4月26日

愛知県公安委員会委員長 河合 満

1 検定の実施期日、定員、受検受付期間、受験者決定日及び検定申請期間

警備業務の種類及び級	実施期日	定員	受検受付期間	受検者決定日	検定申請期間
交通誘導警備業務2級	令和6年7月26日（金） 午前9時から午後4時30分まで	12人	令和6年5月7日（火）午前9時から同月9日（木）午後5時まで	令和6年5月17日（金）	令和6年5月27日（月）から同月31日（金）までの午前9時から午後5時まで

2 受検対象者

愛知県内に住所を有する者又は愛知県外に住所を有し、愛知県内の営業所に属する警備員とします。

3 実施場所

小牧勤労センター（小牧市上末2233番地2）

4 受検受付

受検を希望する者は、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）から、「申請・

手続き」、「警備業」、「警備員指導教育責任者資格者証取得講習及び直接検定の実施予定等」、「講習・検定の事前申込要領」の順に進んで詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

受検受付については、1人1回とし、定員数を越えた場合は抽選となります。

受検者の決定（抽選の当選者）については、愛知県警察本部のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/police/>）内で公表します。その際、個人を特定する方法として受検受付の際に付番する「整理番号」により公表します。

## 5 検定申請

### (1) 申請先

対 象 者	申 請 先
ア 愛知県内に住所を有する者	住所地を管轄する警察署
イ 愛知県内の営業所に属する警備員	営業所の所在地を管轄する警察署

### (2) 申請に必要な書類等

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートル。裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。） 2枚

ウ (1)の表アに掲げる者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票、免許証の写し等） 1通

エ (1)の表イに掲げる者にあつては、愛知県内の営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

## 6 検定申請手数料の納付

14,000円分の愛知県証紙を証紙貼付書（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第53条第1項に規定する証紙貼付書をいう。）に貼って、検定申請書を提出する際に納付してください。

なお、一旦納付された手数料は、原則として返還しません。

## 7 合格者の発表

合格者の発表は、検定の当日に検定実施場所において行い、合格者には警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第11条に規定する成績証明書を交付します。

## 8 その他

受検受付期限を過ぎても申込人員が定員に満たない場合は、定員に達するまで又は受検手続期間終了まで受検申込みを受け付けますので、愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課警備業係に問い合わせてください。

## 9 問合せ先

愛知県警察本部生活安全部生活安全総務課  
電話（052）951-1611 内線3283・3284

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

愛知県警察本部交通部運転免許試験場で使用する電気

予定使用電力量 1,624,000kWh

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

### (3) 履行期間

令和6年7月1日（月）から令和7年6月30日（月）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

### (4) 履行場所

愛知県警察本部交通部運転免許試験場（名古屋市天白区平針南三丁目605番地）

### (5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。  
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和6年4月～令和8年3月）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「35. 電力」に登録されている者であること。
- (5) 当該調達又はこれと同等の調達について契約実績があることを証明した者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和5年5月26日付け5地温第129号愛知県環境局長通知）第5条に定めるところにより電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者（開示したとみなされる者を含む。）で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上（70点に満たない場合にあっては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上）のものであること。
- (9) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿（以下「役員等名簿」という。）が提出されていること。

## 3 入札説明書の交付方法等

### (1) 入札説明書の交付方法

令和6年4月26日（金）から令和6年5月15日（水）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

### (2) 入札期間

令和6年6月5日（水）午前8時から令和6年6月6日（木）午後8時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

### (3) 開札の日時及び場所

令和6年6月7日（金） 午前10時

愛知県警察本部交通部運転免許試験場会計係

### (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県警察本部交通部運転免許試験場会計係

名古屋市天白区平針南三丁目605番地（郵便番号468-8513）

電話（052）801-3211 内線311

## 4 その他

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

### (3) 入札の無効

財務規則第152条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否  
要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書、2(5)及び(6)の資格を有することを証明する書類、誓約書及び役員等名簿を令和6年4月26日(金)午前10時から令和6年5月17日(金)正午までの間に電子入札システムにより提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書、証明書類、誓約書及び役員等名簿を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity to be used in Driver's License Center, Traffic Department, Aichi Prefectural Police Headquarters. Estimated amount required 1,624,000 kWh.
- (2) Bidding period: 8:00 a.m., June 5, 2024 - 8:00 p.m., June 6, 2024
- (3) Contact point for the notice: Accounting Section, Driver's License Center, Traffic Department, Aichi Prefectural Police Headquarters  
3-605 Hirabariminami, Tenpaku-ku, Nagoya, Aichi 468-8513 Japan  
Tel. 052-801-3211 Ext. 311

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和6年4月26日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名
- ④落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑤契約の相手方を決定した手続
- ⑥入札公告を行った日
- ⑦随意契約の理由

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県政策企画局広報広聴課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

- ①愛知県広報紙「広報あいち」の制作及び発行業務 一式
- ②令和6年2月26日
- ③名古屋市中村区名駅四丁目8番18号 名古屋三井ビルディング北館10階 株式会社電通名鉄コミュニケーションズ
- ④239,580,000円
- ⑤一般競争入札
- ⑥令和6年1月12日

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県警察本部交通部運転免許課 名古屋市中区平針南三丁目605番地

- ①高齢運転者管理システム改修委託業務 一式
- ②令和6年4月5日
- ③名古屋市中区錦一丁目16番7号 株式会社コア中部カンパニー
- ④36,300,000円
- ⑤随意契約
- ⑦政令第11条第1項第1号該当

